

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	17,978 ※	固定負債	7,267 ※
有形固定資産	16,118	地方債等	6,327
事業用資産	9,226 ※	長期未払金	0
土地	1,137	退職手当引当金	865
土地減損損失累計額	0	損失補償等引当金	76
立木竹	0	その他	0
立木竹減損損失累計額	0	流動負債	871 ※
建物	14,098	1年内償還予定地方債等	788
建物減価償却累計額	△ 6,435	未払金	0
建物減損損失累計額	0	未払費用	0
工作物	783	前受金	0
工作物減価償却累計額	△ 398	前受収益	0
工作物減損損失累計額	0	賞与等引当金	61
船舶	0	預り金	21
船舶減価償却累計額	0	その他	0
船舶減損損失累計額	0	負債合計	8,138
浮標等	0	【純資産の部】	
浮標等減価償却累計額	0	固定資産等形成分	19,103
浮標等減損損失累計額	0	余剰分(不足分)	△ 7,684
航空機	0	他団体出資等分	0
航空機減価償却累計額	0		
航空機減損損失累計額	0		
その他	1,410		
その他減価償却累計額	△ 1,370		
その他減損損失累計額	0		
建設仮勘定	0		
インフラ資産	6,788		
土地	590		
土地減損損失累計額	0		
建物	219		
建物減価償却累計額	△ 68		
建物減損損失累計額	0		
工作物	9,038		
工作物減価償却累計額	△ 3,121		
工作物減損損失累計額	0		
その他	0		
その他減価償却累計額	0		
その他減損損失累計額	0		
建設仮勘定	130		
物品	378		
物品減価償却累計額	△ 273		
物品減損損失累計額	0		
無形固定資産	12		
ソフトウェア	12		
その他	0		
投資その他の資産	1,847		
投資及び出資金	220		
有価証券	66		
出資金	154		
その他	0		
長期延滞債権	177		
長期貸付金	0		
基金	1,464		
減債基金	0		
その他	1,464		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 14		
流動資産	1,579 ※		
現金預金	427		
未収金	30		
短期貸付金	0		
基金	1,125		
財政調整基金	994		
減債基金	131		
棚卸資産	0		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 4		
繰延資産	0		
資産合計	19,557	純資産合計	11,419
		負債及び純資産合計	19,557

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

連結行政コスト計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	7,395 ※
業務費用	3,372
人件費	1,327
職員給与費	1,163
賞与等引当金繰入額	68
退職手当引当金繰入額	2
その他	94
物件費等	1,882 ※
物件費	1,191
維持補修費	20
減価償却費	671
その他	1
その他の業務費用	162
支払利息	56
徴収不能引当金繰入額	17
その他	89
移転費用	4,023 ※
補助金等	2,665
社会保障給付	1,294
他会計への繰出金	63
その他	2
経常収益	383
使用料及び手数料	106
その他	277
純経常行政コスト	7,012
臨時損失	28
災害復旧事業費	26
資産除売却損	2
損失補償等引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	0
資産売却益	0
その他	0
純行政コスト	7,040

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

連結純資産変動計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	11,176	19,231	△ 8,055	0
純行政コスト(△)	△ 7,040		△ 7,040	0
財源	7,182		7,182	0
税金等	5,420		5,420	0
国県等補助金	1,762		1,762	0
本年度差額	142		142	0
固定資産等の変動(内部変動)		△ 295	295	
有形固定資産等の増加		492	△ 492	
有形固定資産等の減少		△ 902	902	
貸付金・基金等の増加		863	△ 863	
貸付金・基金等の減少		△ 748	748	
資産評価差額	0	0		
無償所管換等	0	0		
他団体出資等分の増加	0			0
他団体出資等分の減少	0			0
比例連結割合変更に伴う差額	0			0
その他	101	167	△ 66	
本年度純資産変動額	243	△ 128	371	0
本年度末純資産残高	11,419	19,103	△ 7,684	0

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

連結資金収支計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	6,693 ※
業務費用支出	2,670 ※
人件費支出	1,324
物件費等支出	1,215
支払利息支出	55
その他の支出	74
移転費用支出	4,023 ※
補助金等支出	2,665
社会保障給付支出	1,294
他会計への繰出支出	63
その他の支出	2
業務収入	7,239 ※
税金等収入	5,410
国県等補助金収入	1,513
使用料及び手数料収入	106
その他の収入	209
臨時支出	26
災害復旧事業費支出	26
その他の支出	0
臨時収入	5
業務活動収支	524 ※
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,334
公共施設等整備費支出	495
基金積立金支出	839
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	948
国県等補助金収入	244
基金取崩収入	704
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	0
その他の収入	0
投資活動収支	△ 386
【財務活動収支】	
財務活動支出	732
地方債等償還支出	732
その他の支出	0
財務活動収入	543
地方債等発行収入	543
その他の収入	0
財務活動収支	△ 189
本年度資金収支額	△ 51
前年度末資金残高	459
比例連結割合変更に伴う差額	△ 2
本年度末資金残高	406

前年度末歳計外現金残高	32
本年度歳計外現金増減額	△ 11
本年度末歳計外現金残高	21
本年度末現金預金残高	427

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

平成 30 年度 天城町・連結財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券 償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの 取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

- ・ ・ ・ ・ ・ 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ・ ・ ・ ・ ・ リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち屋久島町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当ありません

(2) 表示方法の変更

該当ありません

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

・他団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し保証を行っています。

団体名・・・奄美海運株式会社

未確定損失債務保証等（損失補償等引当金計上額）・・・75,600,000 円

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
徳之島愛ランド広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 27.68% 特別会計 27.68%

徳之島消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	27.82%
徳之島地区介護保険組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	28.11%
奄美群島広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 6.58% 特別会計 6.64%
鹿児島県後期高齢者医療広域連合 (※1)	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 0.60% 特別会計 0.33%
鹿児島県市町村総合事務組合 (※1)	一部事務組合・広域連合	比例連結	消防補償等事業 0.74% 非常勤職員公務災害補償 等事業 1.19% 緊急医療事業 2.89%

※1 各団体において平成30年度決算から統一的な基準による財務書類を作成

※2 統一的な基準による勘定科目に読み替え後に連結

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成30年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

対象外—簡易水道事業特別会計

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。